

お知らせ

令和 8 年 4 月 8 日公告の「流木浄水場 清掃管理業務」について、入札情報公開システムから公開している仕様書の内容に誤りがあったため、差替えましたのでお知らせします。

記

「流木浄水場 清掃管理業務」仕様書

第 11 条（その他）

【修正前】

- 1 清掃に用いる洗剤、ワックス等は、適正量とすること。
- 2 補充品等は適正量とする。
- 3 清掃時に使用する電気、水道及びガス等は、効率的な使用に努めること。
- 4 ごみの収集は、地元自治体の状況に応じて、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収を実施すること。
- 5 受注者は、業務の実施に当たって、火災、傷害、盗難に注意しなければならない。
また、危険を伴う作業については、関係法令等に定めがある場合にはそれを遵守するとともに、十分な安全確保に努めなければならない。
- 6 受注者は、業務の実施に当たって、発注者又は第三者に危害又は損害を与えないように、万全の措置をとらなければならない。

【修正後】

- 1 清掃に用いる洗剤、ワックス等は、適正量とすること。
- 2 補充品等は適正量とする。
- 3 清掃時に使用する電気、水道及びガス等は、効率的な使用に努めること。
- 4 業務処理に必要なスペースは無償で貸与する。ただし、業務処理において故意、過失により毀損、または汚損した場合の弁償は、受注者の負担とする。
- 5 ごみの収集は、地元自治体の状況に応じて、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収を実施すること。
- 6 受注者は、業務の実施に当たって、火災、傷害、盗難に注意しなければならない。
また、危険を伴う作業については、関係法令等に定めがある場合にはそれを遵守するとともに、十分な安全確保に努めなければならない。
- 7 受注者は、業務の実施に当たって、発注者又は第三者に危害又は損害を与えないように、万全の措置をとらなければならない。

以上